

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県立博物館運転監視業務及び設備保全業務 一式

#### (2) 業務の仕様

別添「鳥取県立博物館運転監視業務及び設備保全業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務の場所

鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館

#### (4) 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

イ 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

#### (5) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体若しくは国立大学法人の施設を管理する者が発注した延床面積が 3,000 平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場に技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）の契約を締結し、12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

#### (6) 本件業務の期間中、入札説明書付表「技術員必要資格表」に示す必要な資格要件（公告日現在有効であること。）を満たす常勤の技術員を有し、1 名を業務責任者として選任できるとともに、技術員による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。

#### (7) 本件業務の期間中、(6) の技術員のうちの 1 名を、鳥取県立博物館における建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 6 条に基づく特定建築物所有者等の建築物環境衛生管理技術者）および鳥取県立博物館の屋内タンク貯蔵所（A 重油）における危険物取扱者（鳥取県東部広域行政管理組合危険物の規制に関する規則（昭和 53 年規則第 23 号）第 9 条第 2 項に基づく製造所等の危険物取扱者）として選任できる者であること。

(8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局  
鳥取県立博物館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124

鳥取県立博物館総務課

電話 0857-26-8042

電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月9日(木)から同月27日(月)までの間にインターネットの鳥取県立博物館のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月9日(木)から同月27日(月)までの日の午前9時から午後5時までとする。  
ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員通用口(博物館入口の右側)から入館可能。(インターホンを鳴らすこと。)

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月5日(水)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月4日(火)午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館 大会議室(2階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年1月20日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年1月22日(水)までに鳥取県立博物館のインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>)によりまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年1月27日(月)正午までに4の(1)の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 2の(5)を証するもの(契約書の写し等)
- (4) 配置予定技術員証明書(様式第7号)

## 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年1月29日(水)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立博物館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年1月31日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県立博物館長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年2月3日(月)までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙による入札とし、入札書は所定の書式(様式第3号)を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書は、件名、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出すること。  
ただし、郵便等による入札の場合は、「入札書」、件名及び入札者名を明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して郵送すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (5) 入札書に記載する金額は1の(4)の期間の総額を見積もった額とすること。  
なお、契約金額の支払は、月ごとに行うものとし、各月の請求金額は、契約金額を24で除した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。当該請求金額の総合計金額が契約金額に満たない場合は、当該不足額を令和7年4月の請求時に併せて請求するものとする。

- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
なお、その際は、入札辞退届を、持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を4の（4）の場所（郵便等による入札の場合は4の（1）の場所）に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立博物館長 漆原 芳彦」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 入札の無効条件

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第4号）を4の（4）の場所（郵便等による入札の場合は4の（1）の場所）に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（4の（3）の郵便等による入札の場合を除く。）
- (11) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

#### 12 最低制限価格について

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年3月12日付第

201300191828 号教育長通知) に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

### 13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が複数いる場合は、くじ引きを行い、落札者を決定する。くじ引きは、別紙「くじ引きの方法について」に基づいて行う。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 手続における交渉の有無

無

### 16 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
  - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
    - (ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の50パーセントを超える場合
    - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

【付表】

技術員必要資格表

資格要件は以下のとおりとする。なお、資格要件を満たせば同じ者が兼ねて良い。

①業務責任者

- ・下表の（ア）～（オ）のすべての要件を満たす者（1名）

②現場常駐体制を組む技術員

- ・下表の（ア）（イ）及び（ウ）～（オ）のいずれかの要件を満たす者（2名以上）

③鳥取県立博物館における建築物環境衛生管理技術者

（ビル管理法第6条に基づく特定建築物所有者等の建築物環境衛生管理技術者への選任者）

- ・下表の（ウ）を満たす者（1名）

④鳥取県立博物館の屋内タンク貯蔵所（A重油）における危険物取扱者

（鳥取県東部広域行政管理組合危険物の規制に関する規則（昭和53年規則第23号）第9条第2項に基づく製造所等の危険物取扱者への選任者）

- ・下表の（オ）を満たす者（1名）

資格要件		① 業務責任者	② 技術員	③ 鳥取県立博物館建築物 環境衛生管理技術者	④ 鳥取県立博物館 危険物取扱者
（ア）	パソコンの基本操作（表計算ソフト（Microsoft-Excelに限る。）及びワープロソフト（Microsoft-Wordに限る。））ができること。	●	●		
（イ）	中央監視制御装置の運転について3年以上の実務経験を有すること。	●	●		
（ウ）	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けていること。 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状	●		●	
（エ）	電気工事士免状（第一種又は第二種）の交付を受けていること。 ※電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状	●	● いずれか1つ以上		
（オ）	危険物取扱者免状（甲種または乙種4類）の交付を受けていること。 ※消防法第13条の2第1項の危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第4類に限る。）	●			●

【別紙】

くじ引きの方法について

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者が 2 人以上いる場合は、次の方法によりくじ引き（くじ抽選）を行い、落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の 3 桁の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札書の「くじ番号」欄に記載がない場合は、「999」を記入しているものとする。

2 くじ引き（くじ抽選）の手順

- (1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2, 3, …) を付与する。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記 (2) の計算結果による余りと一致した上記 (1) の「抽選番号」の見積参加者を落札者とする。

例) くじ対象者が 3 者の場合

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2, 3, …) を付与する。

業者名	任意のくじ番号	業者コード	抽選番号
A社	123	00109	0
B社	078	02103	1
C社	349	14291	2

(2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$123 \text{ (A社)} + 078 \text{ (B社)} + 349 \text{ (C社)} = 550$$

$$550 \div 3 \text{ (者)} \cdots \underline{\text{余り 1}}$$

(3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	落札
A社	0	
B社	1	○
C社	2	

※抽選番号と余りが一致